法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館（平成 13 年４月１日設立） ＜特定＞（理事長：清水　勇）
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ること。
主要業務	１　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。２　審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。３　工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。４　１～３に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。５　工業所有権に関する相談に関すること。６　工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。　７　特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。８　１～７の業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	５年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村　孟）
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会（分科会長：早川　眞一郎）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項　目　別　評　価 中期計画の実施状況について、各項目ごとに調査・分析する。その際に、中期目標の観点を参考に、業務実績の方向性及び進行度から見て期間中の中期目標達成に支障が生じていないかを中心に判断する。 各項目ごと（大項目単位）に定めた評価指数により、Ａ、Ｂ、Ｃの３段階評価を行う。ただし、アウトカムの項目は、Ａ、Ｂの２段階評価を行う。 総　合　評　価 項目ごとにウェイト付けを行い、それを加味した項目別の評価結果に、アディショナリティー（附加要素）の評価を加え、総合的に判断した上で、次のような３段階評価を行う。 Ａ：良好　　Ｂ：ほぼ良好　　Ｃ：良好でない

経済産業省独立行政法人評価委員会の 17 年度業務実績評価結果の概要	項　目　別　評　価 １　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 工業所有権関係公報等閲覧業務等の６つの業務について、分科会委員の「評価ポイント」を基に、委員会としての評価を実施

年度	平成 13	14	15	16	17
評価結果	B	A	A	A	A

２　業務運営の効率化

分科会委員が判定した評価指数を基に、委員会としての評価を実施（以下の項目も同様）

年度	平成 13	14	15	16	17
評価結果	B	A	B	A	A

３　財務内容の改善

年度	平成 13	14	15	16	17
評価結果	B	B	B	B	B

４　アウトカム

年度	平成 13	14	15	16	17
評価結果	A	A	B	A	A

《参考》定量的指標の実績（平成 17 年度）（例）

指標	中期計画	年度計画	実績
特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数	毎事業年度 14,000 回以上	16,000 回以上	27,604 回
開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数	毎事業年度 200 件以上	200 件以上	206 件
特許流通支援チャートの作成数	毎事業年度 20 テーマ以上	20 テーマ以上	23 テーマ（うち更新 3）
特許情報検索の専門家の企業訪問回数	毎事業年度 4,000 回以上	5,000 回以上	7,630 回

<table>
<tr><td>経済産業省独立行政法人評価委員会の 17 年度業務実績評価結果の概要</td><td>

総　合　評　価

○　評価結果

<table>
<tr><td>年度</td><td>平成 13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr>
<tr><td>評価結果</td><td>B</td><td>A</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td></tr>
</table>

○　評価の理由、特記事項等

1　H15. 3 に知的財産戦略本部（本部長：小泉内閣総理大臣）が発足し、H17. 12 には特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：二階経済産業大臣）が設置され、我が国の知財政策本格的に動き出した。このように、情報・研修館をとりまく知財環境が大きく変貌しつつある中、期待される特許情報提供や知財に関する人材の育成などの重要な役割を果たしている。

2　特に、基幹業務である特許情報の提供及び流通事業は着実な成果を上げている。

3　人材育成の事業が加わり、平成 17 年度は本格的に特許庁職員外への教育がスタートした。中小企業にとって、知財エキスパートの育成は重要かつ困難な課題であり、この事業は中小企業にとって非常に効果的な支援の一つになる。人材育成の事業は特許庁内部の教育と言う観点ではなく、日本全体の知財エキスパートの育成という観点で、予想を上回る効果が期待できる。

</td></tr>
<tr><td>経済産業省独立行政法人評価委員会の中期目標期間の業務実績評価結果の概要</td><td>

項　目　別　評　価

○　評価結果

1　業務運営の効率化＜Ａ＞

2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜Ａ＞

3　財務内容の改善＜Ｂ＞

4　アウトカム＜Ａ＞

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>経済産業省独立行政法人評価委員会の中期目標期間の業務実績評価結果の概要</td><td>

総　合　評　価

○　評価の理由、特記事項等

1　毎年、ユーザーのニーズを細かく汲み取りながら適切に業務改善が積み重ねられ、その結果として高い満足が得られている。

2　中期目標期間の中で、特許流通事業、ＩＰＤＬ、人材育成という柱が次々と情報・研修館の事業として加わったが、全体として目標を達成している。流通事業に関しては 2,000 億円と言う経済波及効果（アウトカム）を生み出しており、短期的に成果を上げることができている。

3　以上のことから、中期目標期間の総合評定については、A評価とする。

</td></tr>
<tr><td>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</td><td>

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成 17 年 11 月 14 日付け政委第 18 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗（ちょく）と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td>法　　人：http://www. inpit.go.jp/
評価結果：http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60831a03j.pdf</td></tr>
</table>